

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 ）

根拠法令等

「児福法」 = 児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）

「児福法施行令」 = 児童福祉法施行令（昭和23 年政令74 号）

「児福法施行規則」 = 児童福祉法施行規則（昭和23 年厚生労働省令第11 号）

「都条例140」 = 東京都指定障害児入所施設の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する都条例（平成24 年東京都都条例第140 号）

「規則168」 = 東京都指定障害児入所施設の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する都条例施行規則（平成24 年東京都規則第168 号）

「障発033013 通知」 = 児童福祉法に基づく指定入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24 年3 月30 日障発第0330 第13 号）

「平24 厚労告123」 = 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24 年厚生労働省告示第123 号）

「平24 厚労告271」 = 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合
（平成24 年厚生労働省告示第271 号）

「障発033016 通知」 = 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成24 年3 月30 日障発第033016 号）

	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針 1 一般原則	<p>(1) 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた入所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定障害児入所施設は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害児入所施設は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定障害児入所施設は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>都条例 140 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 140 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 140 第 3 条第 3 項</p> <p>都条例 140 第 3 条第 4 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>医療法に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数 児童指導員および保育士</p> <p>イ 児童指導員および保育士の総数 ()または()の区分に応じ、それぞれ()または()に定める数 ()主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ()主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数および障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上</p> <p>ロ 児童指導員 1人以上 ハ 保育士 1人以上 心理指導を担当する職員 1人以上 理学療養士または作業療法士 1人以上 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)の従業員のほか、職業指導を行う場合には職業指導員を配置しているか。</p> <p>(3) (1)の から までに規定する従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備および運営の基準に関する都条例（平成24年東京都都条例第155号。以下、「指定障害福祉サービス基準都条例」とする。）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって前(1)から(3)に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>令和5年5月9日5福保 障施第319号「施設・事 業所における虐待防止体 制の整備の徹底につい て」(通知)</p> <p>都条例 140 第51条第1項 規則 168 第8条第1項</p> <p>都条例 140 第51条第2項 規則 168 第8条第2項</p> <p>都条例 140 第51条第3項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 管理者	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、または当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に人員、設備および運営に関する規程を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用（第 6 条第 1 項および第 2 項）</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用（第 6 条第 3 項）</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用（第 6 条第 4 項）</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用（第 6 条第 1 項）</p>	
第 3 設備に関する基準 1 設備および備品等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、次の設備を備えているか。 医療法に規定する病院として必要とされる設備を備えているか。 訓練室を備えているか。 浴室を備えているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の設備のほか次の区分に応じた設備を定めているか。 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p> <p>主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備 ならびに浴室および便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>	<p>都条例 140 第 52 条第 1 項</p> <p>都条例 140 第 52 条第 2 項 1 号</p> <p>都条例 140 第 52 条第 2 項 2 号</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(3) 主として肢体不自由児のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設にあっては、その階段の傾斜を緩やかにしているか</p> <p>(4) (1)、(2)に規程する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)の 訓練室および の浴室ならびに(2)の および に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準都条例第52条第1項および第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって前(1)から(4)に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉型障害児入所施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。)</p> <p>(2) 利用者との間で当該入所支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 当該施設の経営者の名称および主たる事務所の所在地 当該施設の経営者が提供する指定入所支援の内容 当該指定入所支援の提供につき入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 指定入所支援の提供開始年月日 指定入所支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例 140 第 52 条第 3 項</p> <p>都条例 140 第 52 条第 4 項</p> <p>都条例 140 第 52 条第 5 項</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 10 条第 1 項)</p> <p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(1))</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 10 条第 2 項) 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(1))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく指定入所支援の提供を拒んでいないか。 （提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、利用定員を超える利用申込みがあった場合、入院治療の必要がある場合、当該施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難な場合等）	都条例 140 第 56 条 準用(第 11 条) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(2))	
3 あっせん、調整および要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整および要請に対し、できる限り協力しているか。	都条例 140 第 56 条 準用(第 12 条)	
4 サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、障害児が入院治療を必要とする場合その他障害児に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例 140 第 56 条 準用(第 13 条)	
5 受給資格の確認	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。	都条例 140 第 56 条 準用(第 14 条)	
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例 140 第 56 条 準用(第 15 条第 1 項) 都条例 140 第 56 条 準用(第 15 条第 2 項)	
7 心身の状況等の把握	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 140 第 56 条 準用(第 16 条)	
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	都条例 140 第 56 条 準用(第 17 条)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所または退所に際しては、当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所または退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し、報告しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合において、速やかに都道府県に報告しているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 18 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 18 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 18 条第 3 項)</p>	
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項等を記録しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 19 条第 1 項)</p> <p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(10))</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 19 条第 2 項)</p>	
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (障害児やその家族等に対して寄付金を強要したり、曖昧な名目による不適切な金銭の支払を求めたりしていないか。)</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該入所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、次の 12「入所利用者負担額の受領」の (1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 20 条第 1 項) 第四 3(4) 準用(第三 3(11))</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 20 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 入所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から次の費用額の支払を受けているか。 指定入所支援費用基準額 障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を入所給付決定保護者から受けているか。 食事の提供に要する費用 光熱水費 日用品費 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 140 第 53 条第 1 項</p> <p>都条例 140 第 53 条第 2 項第 1 号</p> <p>都条例 140 第 53 条第 2 項第 2 号</p> <p>都条例 140 第 53 条第 3 項 規則 168 第 9 条第 1 号</p> <p>都条例 140 第 53 条第 3 項 規則 168 第 9 条第 2 号 第四 3(4) 準用(第三 3(12))</p> <p>都条例 140 第 53 条第 4 項</p> <p>都条例 140 第 53 条第 5 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 入所利用者負担額に係る管理	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援および他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けた場合において、入所者利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認のうえ、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、入所給付決定保護者および当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。</p>	都条例 140 第 56 条 準用(第 22 条)	
14 障害児入所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費または指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費および障害児入所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	都条例 140 第 54 条第 1 項 都条例 140 第 54 条第 2 項	
15 指定入所支援の取扱方針	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者および障害児に対し、入所支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、自ら提供する指定入所支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 25 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 25 条第 2 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(15))</p> <p>社会福祉法第 78 条 都条例 140 第 56 条 準用(第 25 条第 3 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(15)) 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 入所支援計画の作成等	<p>(1) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握（「アセスメント」）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者および障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討の結果に基づき、当該入所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者および障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）（「モニタリング」）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 3 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 4 項)</p> <p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(16) ア)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 5 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 6 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 7 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 児童発達支援 管理責任者の責 務	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 定期的に入所給付決定保護者および障害児に面接すること。 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 入所支援計画に変更に当たっては、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、16 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 18 に規定する検討および必要な援助ならびに 19 の相談および援助を行うこと。 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 8 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 9 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 7 条第 1 項)</p>	
18 検討等	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、当該入所給付決定保護者および障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 26 条)</p>	
19 相談および援 助	<p>指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 27 条)</p>	
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、指定医療型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 28 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 28 条第 4 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 28 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 28 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 28 条第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
21 食事	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は(1)の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに障害児の身体的状況および嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 29 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 29 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 29 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 29 条第 3 項)</p>	
22 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、当該障害児またはその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て当該障害児またはその家族に代わってこれを行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 30 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 30 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 30 条第 3 項)</p>	
23 健康管理	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、次の健康診断が行われた場合には、(1)の健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、下記の健康診断の結果を把握しているか。 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断が行われたとき、入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断 障害児が通学する学校における健康診断が行われたとき、定期の健康診断または臨時の健康診断</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。</p> <p>(4) 労働者が常時 50 人以上の施設においては、毎年 1 回、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行っているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 31 条第 1 項)</p> <p>規則 168 第 10 条 準用(第 7 条)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 31 条第 2 項)</p> <p>労働安全衛生法第 66 条の 10</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 緊急時等の対応	<p>指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 32 条) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(24))</p>	
25 障害児の入院中の取り扱い	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児および入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 33 条)</p>	
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る給付金の支給を受けるときは、給付金として支払を受けた金銭を次により管理しているか。</p> <p>障害児に係る金銭をその他の財産と区分すること。 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を障害児に取得させること。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 24 条) 規則 168 第 10 条 準用(第 6 条)</p>	
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費および障害児入所医療費の支給を受け、または受けようとしたとは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 34 条)</p>	
28 運営規程	<p>指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>施設の目的および運営の方針 従業者の職種、員数および職務の内容 入所定員 指定入所支援の内容ならびに入所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額 施設の利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 主として入所させる障害児の障害の種類 虐待の防止のための措置に関する事項 その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 8 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
29 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供できるよう、指定福祉型障害児入所施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にする等、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、指定医療型障害児入所施設の従業員によって指定入所支援を提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。）</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、従業員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、適切な指定医療型障害児入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条第 1 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(30)) 都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条第 2 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(30)) 都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条第 3 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(30)) 都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条第 4 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(31))</p>	
30 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定医療型障害児入所支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条の 2 第 1 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(31)) 都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条の 2 第 2 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(31)) 都条例 140 第 56 条 準用(第 9 条の 2 第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
31 定員の遵守	<p>指定医療型障害児入所施設は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員および居室の定員を超えて入所させていないか。 （原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。）</p> <p>一日当たりの障害児の数 ア 利用定員 50 人以下の場合 1 日の障害児の数が、利用定員に 100 分の 110 を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員 51 人以上の場合 1 日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 5 を乗じて得た数に、5 を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 過去 3 か月間の障害児の数 直近の過去 3 か月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100 分の 105 を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 35 条)</p> <p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(31))</p> <p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(31))</p>	
32 非常災害対策	<p>(1) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。（ 階数 2 および延床面積 5 , 0 0 0 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 および延床面積 1 , 5 0 0 m²以上の保育所）</p> <p>(2) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、第 5 条第 3 項第 1 号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条 都条例 140 第 56 条 準用(第 48 条第 1 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>33 衛生管理等</p> <p>令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(2)のみ】</p>	<p>(4) 消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(6) 指定医療型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(7) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しているか。</p> <p>(8) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、指定医療型障害児入所施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じているか。 ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的の実施しているか。</p>	<p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(32)) 都条例 140 第 56 条 準用(第 48 条第 2 項) 都条例 140 第 56 条 準用(第 48 条第 3 項) 水防法第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項 水防法第 15 条の 3 第 5 項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 8 条の 2 第 5 項</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 36 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 36 条第 2 項) 規則 168 第 10 条 準用(第 7 条の 2)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 協力歯科医療機関	<p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、次の点に留意しているか。 ア 感染症または食中毒の発生およびまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、入浴に当たっては、障害児の希望等を勘案し、障害児の心身の状況や自立支援を踏まえて実施し、また事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど障害児の清潔保持に努めているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(34))</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 36 条第 3 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(34))</p> <p>都条例 140 第 55 条</p>	
35 掲示	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 38 条)</p>	
36 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 第 39 条第 3 項 規則 168 第 10 条 準用(第 7 条の 3)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
37 虐待等の禁止	<p>(1)指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号および児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2)指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 40 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 40 条第 2 項) 規則 168 第 10 条 準用(第 7 条の 4)</p>	
38 秘密保持等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービス提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意(サービス提供開始時に支給決定入所給付決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる)を得ているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 42 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 42 条第 3 項) 障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(40))</p>	
39 情報の提供等	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害者が、適切かつ円滑に利用することができるように、指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 43 条第 1 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
40 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 44 条第 1 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 44 条第 2 項)</p>	
41 苦情解決	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児または入所給付決定保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (当該措置の概要については、入所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。)</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、児福法第 24 条の 15 第 1 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定福祉型障害児入所施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児または入所給付決定保護者その他の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。 指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 45 条第 1 項)</p> <p>障発 033013 通知 第四 3(4) 準用(第三 3(42))</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 45 条第 2 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 45 条第 3 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 45 条第 3 項)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 45 条第 4 項)</p>	
42 地域との連携等	<p>指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 46 条)</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
43 事故発生時の対応	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（ 以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 47 条第 1 項) 令和 5 年 5 月 9 日 5 福 保障施第 320 号「施設・ 事業所における事故等 防止対策の徹底につい て」(通知)</p> <p>都条例 140 第 56 条 準用(第 47 条第 1 項) 都条例 140 第 56 条 準用(第 47 条第 2 項) 平成 28 年 9 月 15 日付 障障発 0915 第 1 号「社 会福祉施設等における 防犯に係る安全の確保 について」</p>	
44 安全計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定医療型障害児入所支援施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・乗車および降車の際に、障害児の所在を確認していない場合</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用 (第 48 条の 2 第 1 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>45 自動車を運行する場合の所在の確認 令和6年3月31日まで経過措置あり</p>	<p>(2) 指定医療型障害児入所支援施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。 <指摘基準> 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・安全計画に定める研修および訓練を実施していない場合</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 <指摘基準> 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・定期的な見直しを行わず、必要に応じた安全計画の変更がなされていない場合</p> <p>指定医療型障害児入所支援施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。 <指摘基準> 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・乗車および降車の際に、障害児の所在を確認していない場合</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用 (第 48 条の 2 第 2 項) 都</p> <p>条例 140 第 56 条 準用 (第 48 条の 2 第 3 項) 都</p> <p>条例 140 第 56 条 準用(第 48 条の 3)</p>	
<p>46 会計の区分</p>	<p>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 51 条)</p>	
<p>47 記録の整備</p>	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。 入所支援計画 第 19 条第 1 項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 第 34 条の規定による都道府県への通知に係る記録 第 39 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録 第 45 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 第 47 条第 1 項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例 140 第 56 条 準用(第 51 条第 1 項) 都条例 140 第 56 条 準用(第 51 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定医療型障害児入所施設の事業者は、児福法施行規則第25条の22および第25条の21第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第5号、第6号、第8号、第9号、第13号および第15号に定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設の事業者が変更の届出を要する事項 施設の名称および所在地 設置者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 設置者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等 （ただし、当該事項を記載した申請書または書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧できる場合は不要。） 建物の構造概要および平面図（各室の用途を明示するものとする。）ならびに設備の概要 施設の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、経歴および住所 運営規程 当該申請に係る事業に係る障害児入所給付費の請求に関する事項 役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>(1) 指定障害児入所施設の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、次に掲げる事項につき業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている施設の数が1以上20未満の指定障害児入所施設 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下、「法令遵守責任者」という。）の選任 イ 指定を受けている施設の数が20以上100未満の指定障害児入所施設 （ア）法令遵守責任者の選任 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 ウ 指定を受けている施設の数100以上の指定障害児入所施設 （ア）法令遵守責任者の選任 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p>(2) 指定障害児入所施設等の設置者は、都知事に対し、業務管理体制の整備に関する次の事項を遅滞なく届け出ているか。（当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児入所施設を除く。）また、届け出た事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について届け出ているか。 施設の名称、主たる施設の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 法令遵守責任者の氏名および生年月日 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（(1)イウの事業者に限る。） 業務執行の状況の監査の方法の概要（(1)ウの事業者に限る。）</p>	<p>児福法第24条の13 児福法施行規則第25条の22 第25条の21第1項</p> <p>児福法第24条の11 第3項 児福法第24条の19の2 準用(第21条の5の25 第1項) 児福法施行令第27条の12 児福法施行規則第25条の23</p> <p>児福法第24条の19の2 準用(第21条の5の25 第2項) 児福法施行令第27条の12 児福法施行規則第25条の23の2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第6 障害児入所給付費の算定および取扱い		児福法第24条の2	
1 基本事項	<p>(1) 指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費等単位数表」の第2により算定する単位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	平24厚労告123の一 平24厚労告123の二	
2 医療型障害児入所施設給付費	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設または指定医療機関において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。 また、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所支援の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数で算定しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定にあたっては、次の またはのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 厚生労働大臣が定める割合 指定入所支援の提供に当たって、入所支援計画が作成されていない場合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合：100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合；100分の50</p> <p>(3) 指定入所支援の提供に当たって、第4の36の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	平24厚労告123 別表第2の1の注1 平24厚労告123 別表第2の1の注2 平24厚労告271 四 障発033016 通知 第二1(7) 平24厚労告123 別表第2の1の注3	
3 加算について	<p>(1) 加算を算定する場合、規定された単位数を所定単位数に適正に加算しているか。</p> <p>(2) 加算を算定する場合、加算の要件を満たしているか。</p>	平24厚労告123 別表第2の1の注4から別表第2の7まで 障発033016 通知 第三(2) から第三(2) まで	